

【令和4年度】議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価(最高が5、最低が1)

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	成果	課題等	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
<b>1 市民と議会の関係(第5章)</b>						
(第11条第1項) 議会は、その活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	議会活動の情報公開の徹底	議会ホームページで検索システムにて公開している。議会中継は即時及び録画をホームページ提供。常任・特別委員会記録は25年3月から随時公開。その他議案書、審議結果等も公開している。議会日程については、防災行政無線、ホームページで住民に周知している。また、年間の定例会予定を公表している。	本会議の会議録だけでなく、各委員会記録の公開により透明性の拡充が図られた。また議案書等については、傍聴者用にも準備するなど利便性向上に努めている。	市民の傍聴やWEB視聴の呼びかけを図るとともに、議会の橋渡し役の議会だよりのさらなる充実を図ることも必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の議会中継だけではなく、今後は予算・決算特別委員会の中継も視野に入れて考えていく必要がある。</li> <li>・コロナ過による弊害が原因の一つかもしれないが、意見を述べるだけの該当なし。</li> <li>・「議会だより」を年4回発行して、議会活動を公開している。配布は市報と一緒に各世帯に配っており、また市のHPより「議会だより」を閲覧できるようになっている。</li> <li>・議会中継のライブ配信または、録画配信など情報公開もなされており、議会だよりも創意工夫なされ、市民の方々に分かりやすい紙面となっている。</li> <li>・本会議、委員会等における傍聴の許可等、ほとんど100%</li> <li>・コロナの影響を受けたが、議会報告書などで良かった。</li> </ul>	4
(第11条第4項) 市民との意見交換の機会を設け、議会及び議員の政策立案能力の強化、拡大を図る	意見交換会の実施	平成24年度から市内各地で住民の方々を対象に議会報告会を行っている。また、随時、各団体との意見交換会も開催してきた。	これまで多くの参加者から出された質疑等は議会だより等を通じて毎回、回答している。住民の声を直接聞き、提案につなげる重要な機会となっている。	コロナ禍が改善しないことには開催が難しい。さまざまな年代、階層の市民と意見交換を行う必要がある。毎回、参加者に偏りが見られる。特に若年、女性など新たな参加者、団体の参加の工夫が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ過の中で議員と語る会も中止になっているが、コロナが終息すれば市民と語る会を再開し、各団体とも語る会を実施していく必要がある。</li> <li>・年に1回「議員と語る会」を実施しており、市民の方々への議会報告と意見交換を行っている。また、それとは別に、各団体との意見交換会を開催している。まだコロナ禍で、ここ数年開催できていない。</li> <li>・令和4年度においても新型コロナウイルス感染防止対策を考慮し、開催することができなかった。</li> <li>・コロナ過でほとんど実施できなかった。</li> <li>・コロナ感染の防止のため、それぞれの議員はやっても議会としては報告会ができなかった。</li> </ul>	2
(第11条第5項) 市政全般にわたり、議員と市民が自由に情報・意見交換する議会報告活動を年1回以上行うよう努める。	議会報告会の実施	しかし、コロナ禍により令和2年度から実施ができない状況である。	しかし令和2年度及び3年度はコロナ禍により中止としている。			
<b>2 議会と行政の関係(第5章)</b>						
(第12条第1項) 本会議での質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行う。	質疑における一問一答制の導入	一般質問は60分の持ち時間において一問一答で行っている。また、第1回定例会における当初予算に関する総括質疑について、一問一答制に変更した。	質疑する議員、回答する執行部も論点が明確になった。	運用については良く理解されている。なお一層の政策論争となるために有効な活用が望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会も執行部も一問一答制については、よく行われていると思う。</li> <li>・ある程度はできている。</li> <li>・一問一答制はできている。</li> <li>・一問一答による質疑により、論点や争点がわかりやすいと思う。しかし、一般質問等においては、市の一般行政事務事項及び関連する事項ではない質問をされる議員が見受けられるため、十分な周知が必要。</li> <li>・委員会、一般質問において、一問一答制で行なわれている。</li> <li>・充分目的を果たした。</li> </ul>	4
(第12条第2項) 本会議、委員会へ出席した市長等は議長、委員長の許可を得て、議員の質問等に対して論点・争点を明確にするため反問することができる。	市長等の反問権	市長等において議長の許可を得て実施しており、議員からの質問の確認がなされている。	質問内容の確認により論点が明確になっている。	一般質問等において、政策論争を充実するため、反問できる範囲などについて検討する必要があると考える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長も反問権の存在はわかっているが、なかなか実行されない。</li> <li>・議員の質問に対して答えるだけではなく、議員に対して論点・争点を反対に議員の考えを聴くことも大事である。</li> <li>・議員の質問の主旨を確認する上で、もう少し活用すべきである。</li> <li>・反問権はほとんど行使されていない。</li> <li>・論点・争点を明確にする必要がある場合、市長等の反問権は積極的に行使されてよい。</li> <li>・質問の内容がよくわからない場合のみ活用となっているが、もう少し活用されてもよいのではと思う。</li> <li>・あまりなかったが、たまにはあった。</li> </ul>	3
(第12条第3項) 議員が行う市長等への口頭による要請等に対し、両者の関係の透明性を図るため、日時、内容、対応等を記録した文書を作成するよう市長に求める。	議員からの要請等に対する記録作成依頼	平成25年1月31日に市長へ依頼し、現在実施している。	議員と執行部の関係の透明性が担保される。	記録の開示等を行ったことがないが、必要に応じて活用できる状況の維持が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長・執行部に対して要請等を行う場合、現在の議会では議長を通じて行われており、記録の作成は行われていると思う。</li> <li>・口頭による市長等への要望等は、できていないように思う。</li> <li>・口頭による要請であっても文書化していると思うが、必要な場合は公開などの依頼をしてもよいと考える。</li> <li>・文章の作成について、確認したことはない。</li> <li>・充分できた。</li> </ul>	4
(第13条) 市長等が策定する政策、計画等について、議会が必要と認めた場合は、政策等の発生源、経緯等について市長等に説明を求めることができる。	議会に対する施策等の説明	平成27年第1回定例会で同規定により、市民交流センター等建設計画の進捗状況について市長に説明を求めた事例あり。	市の重要施策について、議会の場で説明を受けるとともに、議会の審議が深まることになる。	市長等が政策等の発生源、経緯等について十分説明しているか確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が策定した政策・計画等については、必要におおじて全委員協議会において経過等が説明されていると思う。</li> <li>・特段の意見なし。</li> <li>・必要に応じてできているように思うが、あまり説明を求めない場合が多い。</li> <li>・概ね説明がなされており、必要に応じて全員協議会にて市長が説明を行っている。</li> <li>・市長からの政策、計画等については、全協などでの説明で、ほとんど理解できるが、先決などで一部理解できないものがあった。</li> <li>・充分できた。</li> </ul>	4
(第14条) 予算及び決算の審議に当たり、13条の規定に準じ、市長等に対し説明資料の提出を求めることができる。	予算・決算審議における政策説明	必要により委員会等で詳細な資料提出を求めている。	説明資料により、詳細な審査が可能となった。	当規定の活用の余地がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算の審査については、必要な資料は所管課から提出されている。</li> <li>・特段の意見なし。</li> <li>・必要に応じてできている。</li> <li>・提出資料に基づき、政策等の説明がなされている。</li> <li>・主な項目については、解説書が提出されており、十分であると思う。</li> <li>・よくわかった。</li> </ul>	4

【令和4年度】議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価(最高が5、最低が1)

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	成果	課題等	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
<b>3 討議の拡大(第7章)</b>						
(第15条第2項) 本会議及び委員会において議案審議による結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努め、結果について市民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	討議による議会の合意形成	平成26年第3回定例会から各常任委員会及び特別委員会 で委員間討議を実施	議案等についての論点の明確化や審議内容を掘り下げることで理解を深め、表決の際の参考となっている。	現在、議員個人からの意見はあっても、その案件に対しての議員間の討議はあまりされていない。本来の合意形成の意味をもって活用する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議、予算・決算委員会では、議員同士の討議は数少ない。</li> <li>・議会人として、しっかりとした捉え方、考え方で是非々の判断してほしいものである。</li> <li>・討論をする機会は、ほとんどないように思う。</li> <li>・委員会の中で議案内容によっては、十分な討議がなされているが、より審議内容を掘り下げ理解度を深めるためには、積極的な活用が大切である。</li> <li>・自己主義ではなく、もう少し討議があっても良いのではと思う。</li> </ul>	3
(第16条第1項) 議会は、市政に関する重要な施策及び課題に対して、政策検討会を開催し、十分な討議を行い政策提言に努めるものとする。	政策検討会の設置	平成24年4月に政策検討会設置要綱を制定したが、設置までは至っていない。		議会として政策形成、立案の一連の作業を行うことで、議会側から政策立案に取り組む必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策検討会の設置については、必要と思うが議員控室で議論していることが、多いと思う。</li> <li>・全くできていない。</li> <li>・市政の重要な施策等に対して政策検討会を設置し議論を重ね、政策提言に努めることも必要であり大切なことである。</li> <li>・重要な施策については、特別委員会が設置され、審議されている。</li> <li>・よくできた。</li> </ul>	2
<b>4 委員会の活動(第8章)</b>						
(第17条第1項) 委員会はその所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努める。	委員会による政策提案	各常任委員会において、所管事務調査項目を選定し調査研究を行っている。	制度設計、政策提案に一定の成果を上げている。	調査項目を絞り、政策提案までつなげたいが、できていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会においても、調査研究を行った場合、必要に応じて所管課に出席を求め聞き取り、提案を行っている。</li> <li>・所管事務調査できている。ただ、コロナ過ではやろうにもできなかった。</li> <li>・長引くコロナ禍において、各委員会における所管事務調査事項について、十分な調査・研究に至っておらず、政策提案などできていない状況である。</li> <li>・計画はするが、コロナ過でほとんど調査・研究は実施できなかった。</li> <li>・コロナの影響を受け、市外に行けなかった。</li> </ul>	2
(第17条第2項) 参考人制度、公聴会制度を十分活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。	専門的・政策的識見の活用	請願、陳情等の委員会審査について、必要に応じて参考人制度を活用している。	参考人からの意見を審査に活用している。	必要に応じて参考人の意見を聞いているが、他の専門的な方の意見を聞くことを検討する必要もある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会においては、議案・請願・陳情の審査にあたり、必要におおじて、参考人招致を行い意見等を審査している。</li> <li>・コロナ過による弊害あり。該当なし。</li> <li>・専門的、政策的識見からの参考人、公聴会制度は、必要に応じてできている。</li> <li>・請願・陳情においては、必要に応じ参考人制度を活用しているが、識見者の活用はなされていない。</li> <li>・参考人制度は活用されたが、十分とはいえなかった。</li> </ul>	3
(第17条第3項) 委員会は、その年度の活動内容の検討を行い、委員会の活動計画を策定する。	委員会活動計画の策定	年間活動計画を策定しておらず、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な調査ができていない。	閉会中の審査(調査)等、委員会の計画的な運営が可能となる。	年間計画の目標として、成果を上げること(政策提案等)の検討が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に従い概ね、実施している。</li> <li>・コロナ過による弊害あり。</li> <li>・委員会活動計画の策定は十分に話し合い、できている。</li> <li>・コロナ禍の中において、委員会活動に制限があり不十分と考える。ウィズコロナを見据えた活動計画を事前に策定しておくことが大切である。</li> <li>・どの委員会も、必要に応じ会が開かれており、活動されていると思う。</li> </ul>	3
(第17条第4項) 視察を行った場合、内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設ける。	視察内容の報告及び意見交換	所管事務調査後に議会で報告を行うとともに、必要に応じて関係課等との意見交換を行っている。	調査内容の報告により全議員との情報共有を行うとともに、意見交換により理解が深まっている。	新型コロナウイルス感染症により十分な視察ができず、調査に基づく意見交換等もできなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ過の前は、視察を行った場合は視察内容の報告、執行部との意見交換はできていたが、現在は視察の予定はあるが、できていない状況である。</li> <li>・コロナ過による弊害あり。該当なし。</li> <li>・概ねできている。</li> <li>・コロナ禍で視察にも制限があるが、近隣市の事業所へ視察を行った場合について、委員長報告により議会へ報告を行っている。</li> <li>・視察内容について、本会議で委員長報告があり、関係部署に伝わっていると理解している。</li> </ul>	4
<b>5 議会及び議会事務局の体制整備(第9章)</b>						
(第18条) 議員の政策形成及び立案能力向上のため、研修の充実を図り、また広く各分野の専門家、市民各層との研修会の開催に努める。	議員の研修体制の充実	県市議会議長会等の研修に加え、全国研修等にこれまで参加してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、議員派遣は難しい。	県市議会議長会等の研修はWEB視聴による研修ができた。	今後はWEB研修が当分続くと思われ、機器の整備、研修費用、機会の拡大を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村アカデミーだけでなく、近場で九州管内であれば専門的な研修に出席できる。</li> <li>・コロナ過による弊害あり。該当なし。</li> <li>・全くできていない。</li> <li>・コロナ禍の中で研修会等の中止もあり難しい状況であった。</li> <li>・研修会の開催に努めたが、コロナ過で十分実施できなかった。</li> </ul>	2

【令和4年度】議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価(最高が5、最低が1)

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	成果	課題等	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
(第19条) 議員の政策形成及び政策立案を補助する議会事務局の調査機能、法務機能の充実強化を図る。	議会事務局の体制整備	平成25年度から、正規職員1名減、臨時職員1名の雇用となり、平成27年度から、議会事務局嘱託員、令和元年度から会計年度任用職員での採用となった。	経験のある会計年度任用職員の配置により、担当事務及び他職員の補助として成果を上げている。	今後、事務局職員の増員ができれば政策補助または法制担当の事務局員を望む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局については、各議員に対してよくやっている。議案・政策についてよく補助をしている。</li> <li>・人数が足りていない。</li> <li>・議会事務局の調査機能、法務機能は充実している。</li> <li>・少ない人数で適確な職務を行っている。</li> <li>・議会事務局の対応については、他市の調査等整備されている。</li> </ul>	4
(第20条) 議会活動及び市政に係る重要な情報を市民に周知する。また多くの市民が議会に関心を持つよう議会広報活動に努める。	議会広報活動の充実	平成27年4月から常任委員会として6名による広報広聴委員会が設置され、定例会または臨時会ごとに議会だよりを発行し、議員と語る会の開催も主体的に行っている。	議員を中心として編集されるようになり、工夫された紙面づくりが行われている。	議会だよりは議会の活動等を広く市民に周知できるものであり、一層の工夫等を持ち、特に若年層の市政への関心を広げる取り組みも必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が発行する議会だよりについては、見やすく年々よくなっているが、市民の方が関心がないのが問題である。</li> <li>・議員自らのチェックがもう少しほしい。</li> <li>・議会だより、議会中継、会議の議事録の閲覧ができ、概ね議会広報活動はできている。</li> <li>・議会だよりも創意工夫がなされている。本会議中継においても新たな機器の導入により鮮明にライブ配信が行われており、広報充実に努めることができていると思う。</li> <li>・広報活動について努力されていると思うが、日々の情報発信が大事だと思う。</li> </ul>	4
<b>6 議員の身分及び待遇(第10章)</b>						
(第21条) 議員定数は条例で定め、改正に当たっては、市政の現状・課題等を十分考慮し、参考人・公聴会制度により市民の意見を聴く。	議員定数改正の考え方	平成26年に設置された特別委員会では現行定数が妥当との報告。また平成30年の特別委員会では定数を1減し15人とする条例改正案を提案し可決。令和3年9月に新たに特別委員会を設置して調査を行っている。	議員定数特別委員会で、定数について協議、審査され結論が出された。	議員定数は、次回の選挙を鑑み、猶予をもった検討が必要である。また、参考人制度や様々な資料をもった調査も必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会を維持して、活動・議案審査など行うためには、議員の定数が必要である。やみくもな定数削減はよくない。</li> <li>・定数改正で市民の声を聴くことは、十分にはできていない。</li> <li>・調査特別委員会が設置され議員定数等の議論を活発に行うことができたと思う。</li> <li>・過去の調査、市民の意見等を参考に、改正が行われたと認識している。</li> </ul>	4
(第22条) 議員報酬は条例で定め、改正に当たっては特別職報酬等審議会に基づく市長が提案する報酬を考慮し、明確な改正理由を付して提出する。	議員報酬改正の考え方	議員定数とともに特別委員会において調査されているが、平成11年に決定した報酬額となっている。なお、平成26年度に期限をもって減額措置が行っている。	現在も議員定数等調査特別委員会で、定数と合わせて調査、協議がなされている。	議員報酬については、議員定数と併せ、特別委員会で議論する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市に合わせて、若い人が立候補できる体制を作る必要が、あるのではないかと。</li> <li>・議員報酬については、改正に当たって、特別職報酬等審議会に基づく市長提案を参考にしている。</li> <li>・調査特別委員会が設置され議員報酬等の議論を活発に行うことができたと思う。</li> <li>・改正には、特別委員会が設置され、適格な手続の元、改正されようとしている。</li> </ul>	4
<b>末尾</b>						
(第24条) 議会は1年に1回、この条例の目的が達成されているか議会運営委員会において検討し、必要があれば改正を含む適切な措置を講じる。	議会基本条例の検討及び見直し	基本条例の各項目の達成度等について検討を行う。	各項目についての進捗状況の確認を行った。	必要に応じて見直しに向け協議する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全議員に評価をしていただき、その結果におおじて改正する必要があるれば改正していく。</li> <li>・特になし。</li> <li>・概ね、基本条例の検討・見直しを行っている。</li> <li>・時代の変化に応じた議会基本条例の検討・見直しについては、今後も必要と考える。</li> <li>・年1回の検討がなされており、良い方向に見直しに努めていきたい。</li> </ul>	4